

令和6年度行政事業レビュー

消費者庁優良事業改善事例

消費者庁長官賞

事業名：公益通報者保護制度の推進
(担当課：参事官（公益通報・協働担当）)

1. 事業の概要

事業の目的

公益通報者保護制度の周知・啓発、通報窓口の整備促進、運用に関する情報収集・調査研究等を実施することで、公益通報者保護制度を推進し、公益通報者が守られるとともに、事業者においてコンプライアンス確保が図られ、社会経済の健全な発展が進むことを目的とする。

現状・課題

改正公益通報者保護法の施行から2年超が経過したところ、大手企業であっても内部公益通報対応体制が整備されていない事例が見られ、また、令和6年に公表した就労者、民間事業者及び行政機関に対する実態調査では、事業者による就労者への周知・研修が必ずしも徹底されていない（従業員数300人超の事業者に勤める人の半分超が制度を認知・理解していないと回答）、窓口を設置していてもその活用は十分ではない（3分の2の民間事業者が、年間の通報受付件数について、「0件」、「1～5件」又は「把握していない」と回答）、一定割合の事業者については必要な内部規程が未整備である等、内部公益通報対応体制が整っていないといった課題が明らかとなった。

このため、公益通報者保護制度の認知度や理解度等の向上及び事業者における内部公益通報対応体制の徹底・促進を更に図る必要がある。

事業概要

- 労働者及び事業者に向けた公益通報者保護制度の周知・啓発に必要な動画・研修素材等を作成し、これらを活用した周知・啓発活動を行う。
- 改正公益通報者保護法の施行により義務付けられた事業者の内部公益通報対応体制の整備義務（中小事業者は努力義務）に関し、民間事業者及び行政機関における体制整備状況に関する実態調査結果も踏まえ、事業者向けの研修会の実施等を通じ整備促進を図るとともに、体制整備状況の把握に努め、事業者の自主的な取組を促進する施策等を実施する。
- 国内・海外における公益通報者保護制度に関する実態調査を行い、周知・啓発や体制整備の促進、法制度の見直しにいかす。

2. 優良事業改善事例の選定理由

選定理由

- 行政事業レビュー実施要領に記載の選定に当たっての考慮点に基づき、各事業の達成状況を確認した結果、**本事業が最も優良**であったため。

行政事業レビュー実施要領

第5部1(1)③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、例えば、次の観点を考慮するものとする。

- ア 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いつつ、的確な抽出がなされていること。
- イ 活動指標について、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標が設定されていること。
- ウ 成果指標について、事業の効果を的確に測定できるような指標が設定されていること。
- エ 事業の活動状況及び効果の確認が的確に行われ、効果が認められない場合における廃止等を含め、その結果が翌年度以降の事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用されていること。

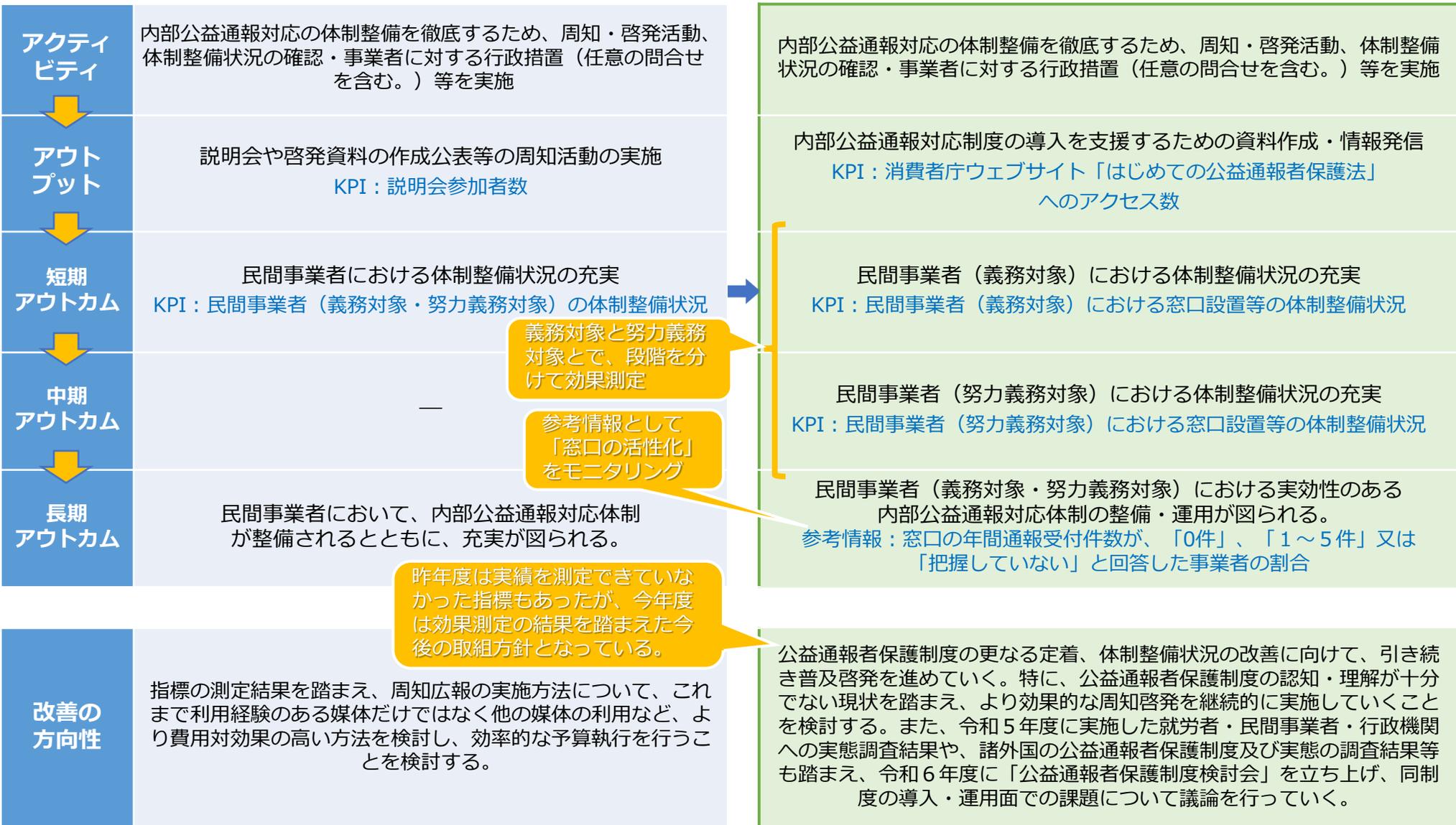
本事業の評価ポイント

- 就労者、民間事業者及び行政機関に対する実態調査の**データに基づき**、公益通報者保護制度の認知・理解や内部通報窓口の整備・活用状況が十分でないといった**現状課題の分析を行い**、施策の必要性を示している。
- 事業者における内部公益通報対応の体制整備を図るアクティビティにおいて、**アウトカムの段階を分けて各指標を設定する**ことで、各指標の実績を確認して必要な取組の見直しを行うスキームとなっている。
- **成果実績を踏まえて**、より効果的な周知啓発の継続的な実施の検討や、「公益通報者保護制度検討会」で制度の導入・運用面の課題についての議論を行う等、事業者・就労者による制度の認知度や内部公益通報対応の体制整備状況の**改善に向けた取組方針を打ち出す**ことができている。

3. 改善点の概要①

改善前

改善後



3. 改善点の概要②

レビューシート上の改善のポイント

- 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いた的確な抽出ができていなかった。
 - ⇒ 就労者、民間事業者及び行政機関に対する実態調査の結果を踏まえて現状・課題を分析し、施策の必要性を示す形に改善された。

- 事業者における内部公益通報対応の体制整備を図るアクティビティについて、中期アウトカムの設定がなかった。
 - ⇒ 義務対象の民間事業者での体制整備状況を短期アウトカムとし、努力義務対象の民間事業者での体制整備状況を中期アウトカムとすることで、段階を分けて効果測定をすることとした。
なお、長期アウトカムの「民間事業者（義務対象・努力義務対象）における実効性のある内部公益通報対応体制の整備・運用が図られる。」は、定性的なアウトカムとなっているものの、就労者、民間事業者及び行政機関に対する実態調査の結果を参考情報として記載し、事業の進捗確認の一助とする工夫がされている。

- 点検結果・改善の方向性について、昨年度はアウトカムの実績を踏まえた事業推進の方向性や今後の取組方針となっていなかった。
 - ⇒ 令和5年度に各アウトカムの効果測定を行い、その実績を踏まえて、事業者・就労者による制度の認知度や内部公益通報対応の体制整備状況の改善に向けた取組方針について記載する形に改善された。

4. その他

【優良事業改善事例選定プロセス】

- 行政事業レビュー実施要領第5部1（1）③に記載の選定に当たっての考慮点に基づき、政策立案総括審議官を含めた行政事業レビュー推進チームにおいて各事業の達成状況を確認し、それを踏まえ、消費者庁長官が優良事例を選定。

【庁内への横展開方法等】

- 9月に庁内の幹部職員が集まる幹部会議において表彰事例を共有するとともに、庁内各課室にも改善点の概要をまとめた本資料を広く展開することで、庁内全体への横展開につなげている。